

## 東京大学医科学研究所教職員給与規則等の特例を定める規則

平成30年2月22日制定

改正 平成30年12月20日

### (目的)

第1条 この規則は、東京大学医科学研究所教職員給与規則（平成16年4月1日東大医科研規則第4号）、東京大学医科学研究所特定有期雇用教職員の就業に関する規程（平成16年4月1日東大医科研規則第5号）、東京大学医科学研究所再雇用教職員の就業に関する規程（平成16年4月1日東大医科研規則第12号）、東京大学医科学研究所短時間勤務有期雇用教職員就業規則（平成16年4月1日東大医科研規則第24号）及び東京大学医科学研究所医員、専攻研修医及び臨床研修医就業規程（平成16年4月1日東大医科研規則第6号）の特例を定めることを目的とする。

### (特例一時金及び支給日)

第2条 平成31年1月1日に在職する別に定める教職員（東京大学医科学研究所教職員出向規程（平成16年4月1日東大医科研規則第13号）第2条第2項に規定する転籍出向を命じられている場合を含む。）、再雇用教職員、特定有期雇用教職員及び短時間勤務有期雇用教職員には、別に定めるところにより特例一時金を支給する。

2 前項に規定する特例一時金の支給日は、平成31年2月15日とする。

### 附 則

この規則は、平成30年3月1日から施行する。

### 附 則

この規則は、平成31年1月1日から施行する。